

施設整備促進支援事業 Q & A (県作成版、3月10日時点)

No.	質問	回答
1	回復期病床の改修や空調設備の更新などは回復期病床整備事業費に該当するか。	例年5月頃に意向調査を行っている回復期病床整備事業と病床規模適正化事業を行う医療機関が今回支給対象となります。回復期病床の増床や、既存病床数の減少を伴わない施設整備は対象になりません。
2	様式の「事業名」が選択できない。	回復期病床整備事業、病床規模適正化事業ともに「事業区分1-1標準事業例5」に該当するため、1の欄に記入してください。なお、自動計算ができなかったため、Webページの様式を更新しました。
3	様式のI欄が0となる場合は提出が必要なのか。	提出は不要です。